

資料4-3

「事業用自動車総合安全プラン2020」の 取組状況等について

(一社)全国個人タクシー協会近畿支部

近畿地域事業用自動車安全対策会議

「一般社団法人全国個人タクシー協会近畿支部」における 総合安全プラン2020（平成30年度版）

平成30年8月2日制定

I. 個人タクシー事業にかかる事故等削減目標

1. 平成32年までに死亡事故件数（第1当事者）ゼロをめざします。
2. 毎年、飲酒運転ゼロをめざします。
3. 人身事故件数（第1当事者）を平成32年までに184件以下をめざします。
4. 上記を実現するために、次の事項を具体的実施目標とします。
 - ① 交差点内での車両相互出会い頭の事故削減
 - ② 交差点内での人対車両事故削減
 - ③ 第一通行帯での車両相互の追突事故削減
 - ④ 交差点内での車両相互右折時の事故削減

各年度の人身事故削減目標及び実績

年度	基準年 平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	事故削減 合計
目標	—	263	221	202	184	▲106
実績	290	240				

II. 目標の達成に向けて当面講ずべき施策

1. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築

(1) 法令順守の徹底と安全輸送の取組の強化

① 安全マネジメントの周知・徹底

個々の個人タクシー事業者、協同組合等の各団体において、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう、周知徹底を図ります。

また、関連セミナー等に積極的に参加し、関連情報の収集・活用に努めます。

② NASVAの活用、安全マネジメント講習

NASVAの一般講習、適性診断、安全マネジメント関係講習会等の活用を推進します。

また、協同組合等の各団体において、ナスバネット（インターネット適性診断システム）を導入するよう推進します。

③ 安全運行指導員による指導・監督内容の明確化

安全運行指導員が事業者に対して、実効性のある指導・監督が行えるよう、国が作成する関係マニュアルを各団体及び安全運行指導員に周知徹底します。

④ 全個協が発行する冊子「安全運行指導員：活動マニュアル」の活用

冊子「安全運行指導員：活動マニュアル」を活用し、協同組合等の各団体、安全運行指導員あて配付します。

(2) 利用者を含めた関係者の連携強化による安全性向上

① マスターズ制度の適正運用とPR活動

安全性やサービス水準に関して評価・認定する優良個人タクシー事業者認定制度（マスターズ制度）の適正運用を図り、利用者へのPR活動を通じて、利用者が選択するために必要な安全情報等を提供します。

② 車内事故防止対策の徹底

「シートベルト着用」ステッカーの貼付及び「防犯カメラ設置」等について利用者の理解を求める等、車内事故防止対策を徹底します。

2. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

① アルコールチェッカーの装備・使用・確認の徹底

各所属団体等において、事業者に対してアルコールチェッカーの装備・使用・確認の徹底を指導します。

② アルコールに関する専門的教育

各所属団体等において、ASK（アルコール薬物問題全国市民協会）等、関係機関の講習会受講を推進します。

③ 運転中の携帯電話・スマートフォン使用の防止

講習会等で運転中の携帯電話等の使用禁止を周知します。

3. 自動運転、ICT等新技術の利用・普及の促進

① 先進安全技術を搭載した車両の普及・促進

先進安全技術を搭載した車両への代替え促進のための新技術の情報提供を行います。

② 映像記録型ドライブレコーダを活用した運行管理の高度化

安全対策の推進のためドライブレコーダの導入を推進します。各所属団体等において、費用の助成措置等について検討し実施します。

4. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策

- ① 所属団体内における事業者の運転・健康状態のチェック体制の確立・実施
所属団体事業者の運転状態や健康状態について、所属団体長、安全運行指導員、事務職員などが一体となってチェックし指導する体制を確立し実施します。
- ② 事業者の健康管理に係る指針の作成
国が作成する健康管理に係るマニュアル等を周知徹底します。
安全サービス委員会において、運転業務に伴う疾病や身体に及ぼす影響、健康管理に関する情報を収集し、対策を検討します。
- ③ SAS（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査の普及啓発
SASスクリーニング検査の受診について啓発します。

5. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応

- ① 業界全体での事故情報の共有
年間の個人タクシーの事故発生状況を各団体へ報告するほか、重大事故等が発生した場合は、事故概要・原因等を迅速に報告し注意を喚起します。
また、国土交通省が発行するメールマガジン「事業用自動車安全通信」を積極的に活用します。
- ② 「支部安全プラン」の策定及び「近畿地域事業用自動車安全対策会議」への積極的参画
近畿支部において「支部安全プラン」を策定し、支部・会員・所属団体が一体となって推進します。
また、近畿運輸局に設置された「近畿地域事業用自動車安全対策会議」に積極的に参画し、情報収集をするとともに、支部での安全対策の取り組みの見直し強化を図ります。
- ③ 各団体での事故削減目標の明確化
支部・会員・所属団体において、全国個人タクシー協会の策定した事故削減目標に基づき、削減目標を明確にします。
- ④ 交通安全運動の実施
継続して全国個人タクシー協会主催の「交通安全運動」（毎年9～10月の2ヵ月間）を実施します。
- ⑤ 車両の点検整備の徹底
車両の点検整備、運行に際しての日常点検整備を徹底します。

6. 道路交通環境の改善について

各団体（各地域）において、事業者から具体的な改善箇所等の情報を収集し、関係当局に対して改善要求を行います。